

令和2年「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」 ～概要～

I. ポイント

《公益法人の概況》

- 公益法人数は9,614法人（前年比+33、令和2年12月1日現在。）となった。（2頁「法人数」）
- 公益法人の認定は77法人、解散は17法人（注1）、公益認定の取消しは12法人、合併は8件（注2）である。（対象期間は、令和元年12月1日から2年11月30日）（2頁「法人の認定・解散・公益認定の取消し・合併件数」）
 - （注1） 対象期間中に解散の届出・清算終了の届出を行った法人。これらの他に過年度解散の届出を行い、対象期間中に清算終了の届出を行った法人は6法人。
 - （注2） 法人数ではなく件数を記載。内訳は 法人増なし、9法人減。
- 公益目的事業費用額は5,048,871百万円となり、前年より237,283百万円増加している。（7頁「公益目的事業費用額」）

《公益認定等委員会の活動報告》

- 現行の公益法人制度は、公益法人による自己規律の発揮と適正な事業実施を期待し、これを前提としつつ、公益法人の事業の適正な運営を確保するため、合議制の機関（内閣府においては公益認定等委員会）が、法律に基づく報告徴収・立入検査、勧告・命令等の監督を行うこととされている。（7頁「公益認定等委員会の活動報告」）
- 公益法人制度に対する信頼確保のため、公益法人に対しては、今後とも、自己規律の発揮と適正な事業実施を求めるとともに、問題のある法人に対しては迅速かつ適正に対処していく必要がある。

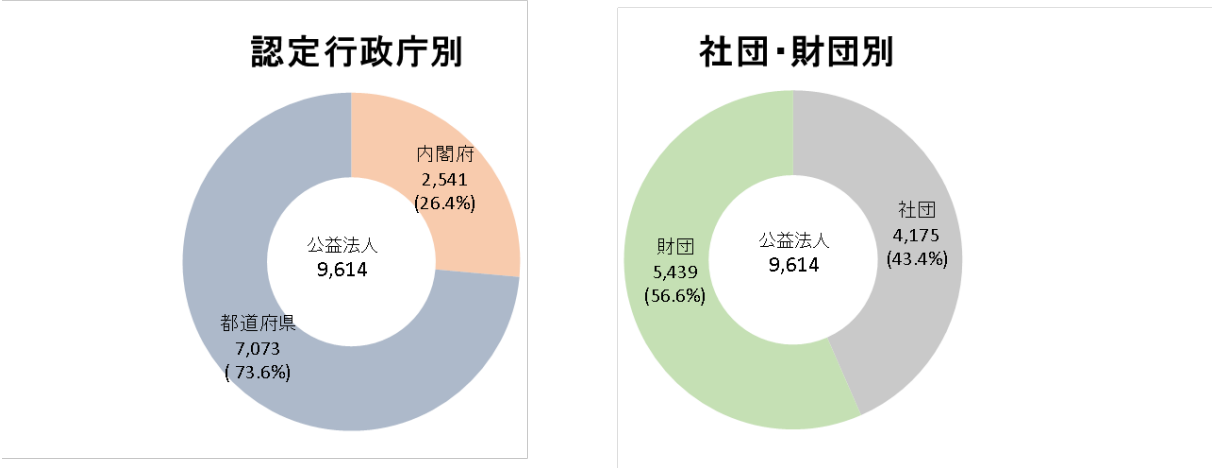
Ⅱ. 主な内容

第 1 部 公益法人の概況

1. 法人数

令和 2 年 12 月 1 日の公益法人は 9,614 法人（前年比+33）である。

公益法人数の変動は、公益認定又は移行認定により増加し、法人の解散、公益認定の取消し及び合併に伴う減少がある。



（注）公益認定：一般法人で公益認定を受けたもの。
移行認定：特例民法法人（旧民法に基づく公益法人）で公益認定を受けたもの。
（時系列表は末尾資料参照）

法人の認定・解散・公益認定の取消し・合併件数

	認定		解散		取消し		合併	
	内閣府	都道府県	内閣府	都道府県	内閣府	都道府県	内閣府	都道府県
令和元年度	34	43	2	15	2	10	2	6

（注） 1 表中の「年度」は、12 月 1 日から翌年 11 月 30 日までを指す。
2 表中の「解散」法人数は、対象期間中に解散の届出・清算終了の届出を行った法人。
このほか、過年度解散の届出を行い、対象期間中に清算終了の届出を行った法人は 6 法人。
3 表中の「合併」件数の内訳は、法人増なし、9 法人減。

2. 社員・役職員等

(1) 社員（公益社団法人）

社員は、社員総会に参加して議決権を行使する。社員総会は、定款変更、役員の選解任等を行う権限を有する公益社団法人の最高議決機関である。

社員数規模別の公益社団法人数とその割合

	法人数	社員数計 (人)	平均値 (人)	中央値 (人)	2～99人	100～ 499人	500～ 999人	1000～ 4999人	5000人 以上
内閣府	812	758,322	934	135	330	290	73	93	26
都道府県	3,363	2,519,330	749	253	969	1,299	492	540	63
合計	4,175 (100.0%)	3,277,652	785	226	1,299 (31.1%)	1,589 (38.1%)	565 (13.5%)	633 (15.2%)	89 (2.1%)
前年合計	4,173 (100.0%)	3,333,697	799	231	1,280 (30.7%)	1,613 (38.7%)	554 (13.3%)	633 (15.2%)	93 (2.2%)

(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

(2) 評議員（公益財団法人）

評議員については3名以上でなければならない。評議員によって構成される評議員会は、定款変更、役員の選解任の権限を有する公益財団法人の最高議決機関である。

評議員数規模別の公益財団法人数とその割合

	法人数	評議員数計 (人)	平均値 (人)	中央値 (人)	3～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上
内閣府	1,729	17,962	10.4	9	1,009	590	87	9	10	24
都道府県	3,710	36,496	9.8	8	2,423	1,075	103	43	23	43
合計	5,439 (100.0%)	54,458	10.0	8	3,432 (63.1%)	1,665 (30.6%)	190 (3.5%)	52 (1.0%)	33 (0.6%)	67 (1.2%)
前年合計	5,408 (100.0%)	54,514	10.1	8	3,385 (62.6%)	1,672 (30.9%)	201 (3.7%)	51 (0.9%)	34 (0.6%)	65 (1.2%)

(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

(3) 理事

理事は、一般法人の役員である。全理事で構成する理事会は、公益法人においては必置であり、法人の業務執行を決定し、理事の中から代表理事や業務執行理事を選定する権限と責任を有し、各理事の職務執行を監督する責任をもつ。

理事数規模別の公益法人数（社団・財団別）とその割合

		法人数	理事数計 (人)	平均値 (人)	中央値 (人)	3～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上
内閣府	社団	812	15,158	18.7	18	124	364	251	44	11	18
	財団	1,729	16,401	9.5	8	1,074	561	73	18	1	2
	計	2,541	31,559	12.4	10	1,198	925	324	62	12	20
都道府県	社団	3,363	64,856	19.3	14	491	1,930	464	154	112	212
	財団	3,710	34,381	9.3	8	2,430	1,112	125	34	6	3
	計	7,073	99,237	14.0	11	2,921	3,042	589	188	118	215
合計	社団	4,175 (100.0%)	80,014	19.2	15	615 (14.7%)	2,294 (54.9%)	715 (17.1%)	198 (4.7%)	123 (2.9%)	230 (5.5%)
	財団	5,439 (100.0%)	50,782	9.3	8	3,504 (64.4%)	1,673 (30.8%)	198 (3.6%)	52 (1.0%)	7 (0.1%)	5 (0.1%)
	計	9,614 (100.0%)	130,796	13.6	10	4,119 (42.8%)	3,967 (41.3%)	913 (9.5%)	250 (2.6%)	130 (1.4%)	235 (2.4%)
前年合計		9,581 (100.0%)	130,925	13.7	10	4,078 (42.6%)	3,974 (41.5%)	917 (9.6%)	254 (2.7%)	125 (1.3%)	233 (2.4%)

(注) 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

(4) 監事

公益法人には監事を置くこととされ、計算書類等の監査及び理事の職務執行の監査を行う。一定の場合には、法人の利益を守るための行動をとることが求められるなど、監事は法人の重要な機関である。

常勤・非常勤別の監事数

	法人数		監事数計 (人)	常勤 (人)	非常勤 (人)
		常勤監事が いる法人数			
内閣府	2,541	25 (1.0%)	5,065	27	5,038
都道府県	7,073	48 (0.7%)	14,829	66	14,763
合計	9,614	73 (0.8%)	19,894 (100.0%)	93 (0.5%)	19,801 (99.5%)
前年合計	9,581	88 (0.9%)	19,916 (100.0%)	120 (0.6%)	19,796 (99.4%)

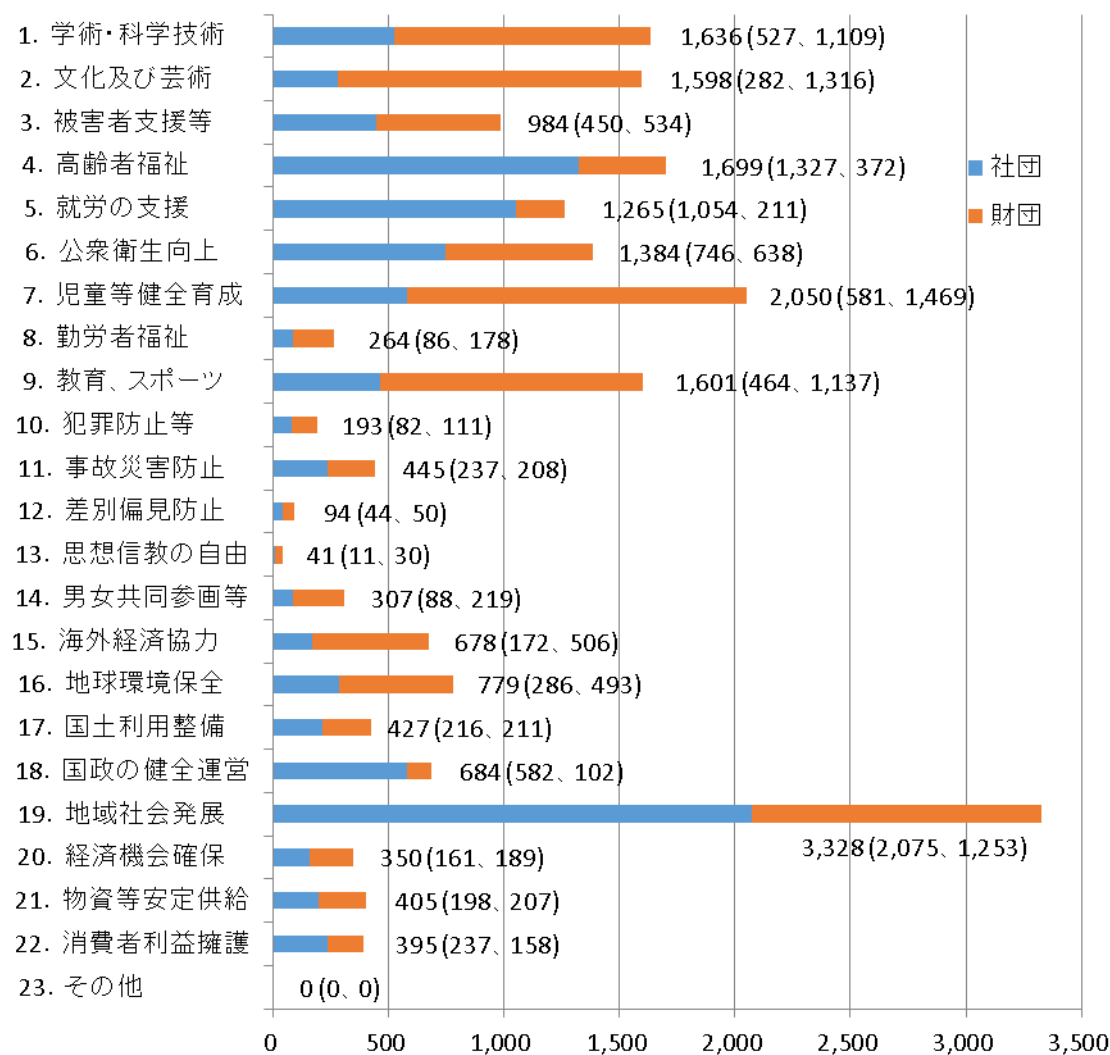
(注) 1 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の申請及びその後の事業報告等のデータによる。

2 週3日以上法人の業務に従事する者を「常勤」、それ以外の者は「非常勤」とする。

3. 公益目的事業の事業目的

公益目的事業を事業目的別に見ると、多い順に「19. 地域社会発展」34.6%、「7. 児童等健全育成」21.3%、「4. 高齢者福祉」17.7%となっている。

公益目的事業の事業目的別（23事業）の法人数



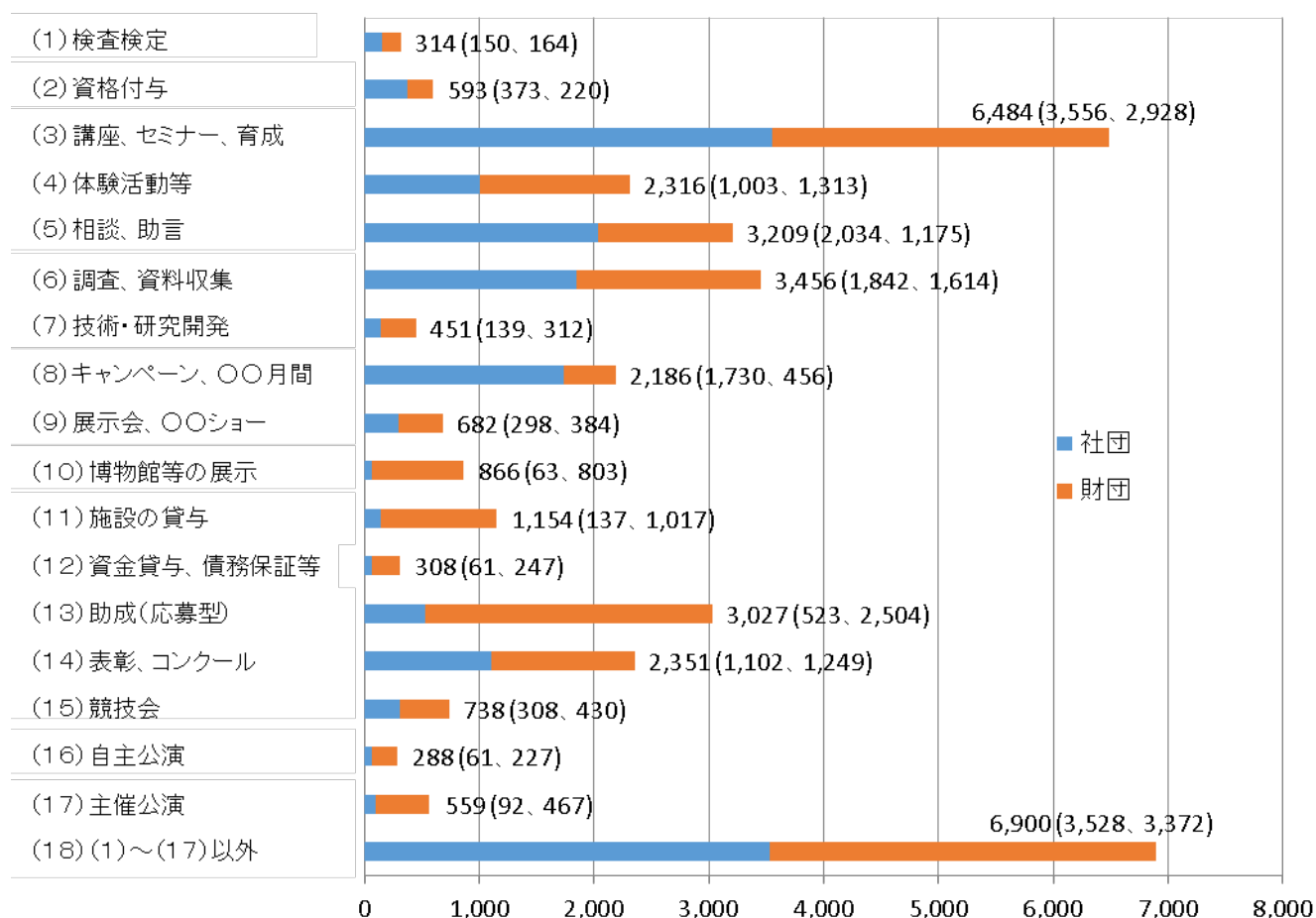
(注) 1 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の認定データによる。

2 複数事業を行う法人及び複合目的の事業があるため、延べ法人数は法人実数と異なる。

4. 公益目的事業の事業類型

公益目的事業を事業類型別に見ると、多い順に「(3) 講座、セミナー、育成」67.4%、「(6) 調査、資料収集」35.9%、「(5) 相談、助言」33.4%となっている。

公益目的事業の事業類型別（18 類型）の法人数



(注) 1 各法人の移行認定、公益認定又は変更認定の認定データによる。

2 複数事業を行う法人及び複合形態の事業があるため、延べ法人数は法人実数と異なる。

5. 公益目的事業費用額

公益目的事業を費用規模別に見ると、「1千万円以上5千万円未満」と「1億円以上5億円未満」の法人が多い。

公益目的事業費用額規模別の法人数（社団・財団別）

		法人数	合計額 (百万円)	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)	1千万円 未満	1千万円 以上5千 万円未満	5千万円 以上1億 円未満	1億円 以上5億円 未満	5億円 以上10億円 未満	10億円 以上
内閣府	社団	793	615,755	776	84	58	237	144	250	51	53
	財団	1,676	1,589,177	948	83	197	470	245	479	115	170
	計	2,469	2,204,932	893	83	255	707	389	729	166	223
都道府県	社団	3,345	858,417	257	73	510	963	388	1,134	205	145
	財団	3,681	1,985,522	539	60	721	1,016	403	819	301	421
	計	7,026	2,843,939	405	66	1,231	1,979	791	1,953	506	566
合計	社団	4,138 (100.0%)	1,474,172	356	76	568 (13.7%)	1,200 (29.0%)	532 (12.9%)	1,384 (33.4%)	256 (6.2%)	198 (4.8%)
	財団	5,357 (100.0%)	3,574,699	667	67	918 (17.1%)	1,486 (27.7%)	648 (12.1%)	1,298 (24.2%)	416 (7.8%)	591 (11.0%)
	計	9,495 (100.0%)	5,048,871	532	71	1,486 (15.7%)	2,686 (28.3%)	1,180 (12.4%)	2,682 (28.2%)	672 (7.1%)	789 (8.3%)
前年合計		9,489 (100.0%)	4,811,588	507	71	1,488 (15.7%)	2,655 (28.0%)	1,208 (12.7%)	2,692 (28.4%)	669 (7.1%)	777 (8.2%)

(注) 過去1年間に提出された事業報告等（令和元年12月1日時点の入力確認済みデータ）による。（時系列表は末尾資料参照）

第2部 公益認定等委員会の活動報告

公益法人制度においては、行政庁が、民間有識者からなる合議制の機関の意見に基づき、法人の公益性を認定することとされている。一般法人の公益認定、特例民法法人の移行認定・移行認可、公益法人の変更認定、一般法人の公益目的支出計画の変更認可、合併による地位の承継の認可等の申請に対し行政庁が処分をしようとする場合には、原則として、合議制の機関（行政庁が内閣総理大臣の場合は、公益認定等委員会）に諮問しなければならないとされている。

また、合議制の機関は、報告徴収、立入検査等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、公益認定の取消し等の措置をとることについて、行政庁に勧告をすることができる。

申請件数

	公益認定		移行認定		計	
	内閣府	都道府県	内閣府	都道府県	内閣府	都道府県
令和2年度	62	35	0	0	62	35

(注) 表中の「年度」は、4月1日から翌年3月31日までを指す。（時系列表は末尾資料参照）

以下8ページについて同じ。

答申件数

	公益認定		移行認定		計	
	内閣府	都道府県	内閣府	都道府県	内閣府	都道府県
令和2年度	39	40	0	0	39	40

立入検査の実施件数

	内閣府	都道府県	計
令和2年度	322	1,795	2,117

報告徴収の件数

	内閣府	都道府県	計
令和2年度	15	71	86

行政庁に対する勧告件数（令和2年度）

勧告の内容	内閣府	都道府県	計
勧告	0	0	0
命令	0	0	0
公益認定の取消し	0	0	0

（注） 合議制の機関は、報告徴収、立入検査等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第28条等に基づく勧告、命令、公益認定の取消しその他の措置をとることについて、行政庁に勧告をすることができる（認定法 § 46 I、 § 54）。

命令に係る諮問・答申の件数

	内閣府	都道府県	計
令和2年度	0	0	0

資料

各年 12 月 1 日現在の公益法人数

		平成27年	28年	29年	30年	令和元年	2年
内閣府	社団	787	797	799	808	806	812
	財団	1,585	1,613	1,641	1,677	1,703	1,729
	計	2,372	2,410	2,440	2,485	2,509	2,541
都道府県	社団	3,339	3,353	3,353	3,361	3,367	3,363
	財団	3,686	3,695	3,700	3,715	3,705	3,710
	計	7,025	7,048	7,053	7,076	7,072	7,073
合計	社団	4,126	4,150	4,152	4,169	4,173	4,175
	財団	5,271	5,308	5,341	5,392	5,408	5,439
	計	9,397	9,458	9,493	9,561	9,581	9,614

法人の解散数、公益認定の取消し数、合併による減少公益法人（減少事由別）

		平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
解散	内閣府	3	3	9	9	5	2
	都道府県	8	4	10	14	11	15
取消し	内閣府	0	3	3	3	5	2
	都道府県	2	4	2	4	5	10
合併	内閣府	8	1	2	5	3	1
	都道府県	3	6	4	5	15	8
合計	内閣府	11	7	14	17	13	5
	都道府県	13	14	16	23	31	33

（注） 1 表中の「年度」は、各年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日までを指す。

公益目的事業費用額

（単位：百万円）

		平成30年	令和元年	2年
内閣府	社団	609,203	605,867	615,755
	財団	1,293,357	1,399,190	1,589,177
	計	1,902,560	2,005,057	2,204,932
都道府県	社団	810,019	844,699	858,417
	財団	1,962,228	1,961,832	1,985,522
	計	2,772,246	2,806,531	2,843,939
合計	社団	1,419,222	1,450,566	1,474,172
	財団	3,255,585	3,361,022	3,574,699
	計	4,674,806	4,811,588	5,048,871

（注） 過去 1 年間に提出された事業報告等（令和 2 年 12 月 1 日時点の入力確認済みデータ）による。

申請件数

		平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
公益認定	内閣府	60	61	72	50	46	62
	都道府県	39	33	50	55	48	35
移行認定	内閣府	0	0	0	0	0	0
	都道府県	0	0	0	0	0	0
合計	内閣府	60	61	72	50	46	62
	都道府県	39	33	50	55	48	35

(注) 表中の「年度」は、各年4月1日から翌年3月31日までを指す。

以下、10～11頁について同じ。

答申件数

		平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
公益認定	内閣府	44	46	59	42	35	39
	都道府県	38	34	34	54	41	40
移行認定	内閣府	3	0	0	0	0	0
	都道府県	2	2	0	0	0	0
合計	内閣府	47	46	59	42	35	39
	都道府県	40	36	34	54	41	40

立入検査の実施件数

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
内閣府	764	633	697	670	617	322
都道府県	2,267	2,282	2,318	2,179	2,121	1,795
合計	3,031	2,915	3,015	2,849	2,738	2,117

報告徴収の件数

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
内閣府	24	14	24	24	8	15
都道府県	91	112	70	67	66	71
合計	115	126	94	91	74	86

行政庁に対する勧告件数

	勧告の内容	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
内閣府	勧告	1	3	0	0	2	0
	命令	0	0	0	0	0	0
	公益認定の取消し	2	0	0	0	0	0
都道府県	勧告	1	2	0	0	0	0
	命令	0	0	0	0	0	0
	公益認定の取消し	1	0	0	0	0	0
合計	勧告	2	5	0	0	2	0
	命令	0	0	0	0	0	0
	公益認定の取消し	3	0	0	0	0	0

命令に係る諮問・答申の件数

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
内閣府	0	0	0	0	1	0
都道府県	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	1	0